

平成29年8月8日時点
NO5

鳥取県
弾道ミサイル災害への初動対応マニュアル
(仮称)

(ドラフト版) (粗案)

(注) ドラフト版(粗案)が概成したが、8月19日の図上訓練までに、
関係機関、庁内の意見も踏まえて必要な修正を行う。(8月10日)

平成29年8月
鳥取県危機管理局

目 次

第1	総則	2
第2	弾道ミサイル発射に関する情報提供等	7
第3	関係機関の連絡体制・現場の初動対応等の整備	8
第4	救助・救急搬送、救急医療活動における連携	12
第5	原因物質特定における連携	15
第6	除染における連携	17
第7	避難住民の救援	18
第8	海上において事案が発生した場合の連携	18
資料	関係機関連絡先一覧表	19
様式		20
	・対策本部設置指定通知（国）	様式1
	・警報の発令（国）	様式2-1
	・警報の通知（県）	様式2-2
	・緊急通報の発令の通知・報告（県）	様式3-1～2
	・避難措置の指示（国）	様式4-1
	・避難の指示の通知（県）	様式4-2～3
	・救援の指示の発令（国）	様式5-1
	・救援の指示の通知（県）	様式5-2
	・弾道ミサイル・NBCR 医療情報提供シート	様式6

【参考資料】

- 鳥取県 NBCR 対処現地関係機関連携指針（平成18年2月）

第1 総則

1 マニュアルの目的

このマニュアルは、鳥取県において弾道ミサイルによる武力攻撃等から県民等の生命・身体及び財産を保護し、県民生活・県民経済に及ぼす影響が最小となるよう、ミサイルによる災害への対処措置、住民の避難、避難住民等の救援などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できることを目的とする。

2 マニュアルの範囲

このマニュアルは、弾道ミサイル発射時から災害発生時における迅速かつ的確な初動対応を行うため、発射時の県民等への情報提供から始まり、災害発生時の連絡体制及び初動対応（警戒区域設定、住民避難等）の整備、救助・救急搬送、救急医療及び原因物質の特定、除染並びに避難住民の救援の各活動場面ごとの現場等における関係機関の連携を示したものである。

3 マニュアルの要旨

このマニュアルは、ミサイル発射時から災害発生現場の各場面において

- 発射時の県民等への情報提供においては、県・市町村
- 連絡体制・初動対応(警戒区域設定、住民避難)等においては、全ての関係機関
- 救助・救急搬送、救急医療においては、消防・保健所
- 原因物質の特定においては、警察（鑑定は生物剤は県、化学剤は警察が実施）
- 除染においては、消防、自衛隊の派遣部隊
- 避難住民の救援においては、県・市町村

をそれぞれ中心にした関係機関の連携で構成されている。

現地における関係機関の連携を調整するため、必要に応じて「現地調整所」を設け、消防又は警察が中心となって相互に協力して運営することとする。

また、弾道ミサイルの弾頭の種類（NBCR）を落下前に特定することは困難であるとともに、被害の様相及び対応は大きく異なる。例えば、生物剤と化学剤では、原因物質の作用速度（発症の時間）、救助の際の留意点、二次感染（汚染）の形態等が相違し、その発生直後の対応が異なることに留意する必要がある。

このマニュアルは、化学剤災害対処を基本とするが、核災害、生物剤災害、放射性物質災害においても原則として、これに準拠するものとする。

4 基本的な初動の対策

上記マニュアルの要旨を踏まえ、弾道ミサイル災害の初動の基本的な対策としては、下記のとおりとする。

(1) 落下場所の特定と警戒区域の設定

Jアラートの鳴動後、県（危機管理局）は、先ずは国（内閣官房 OR 消防庁？）へ具体的な落下場所を確認する。

併せて、警察・消防への住民からの通報等の情報を確認すること。

落下場所を特定した場合は、原因物質を特定するまでの間、住民等への危険性・リスクを最大限に考慮し、警戒区域（目安として半径2キロメートル）を設定するとともに、市町村等を通じて区域内住民等へ周知する。

(2) 弾頭の種類（NBCR）など原因物質の検知・特定

警察、消防を中心に化学剤等の原因物質の検知・特定を行う。

(3) 住民の避難

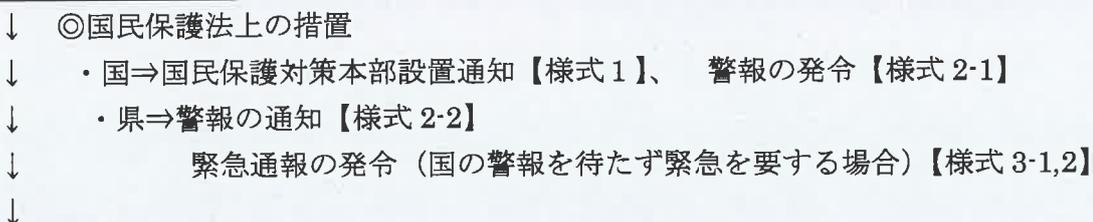
市町村は、警戒区域設定情報により区域外に避難所を開設し、区域内の住民・事業所等へ避難の呼びかけと警察等と連携し避難誘導を実施する。

◆初動対応の流れ

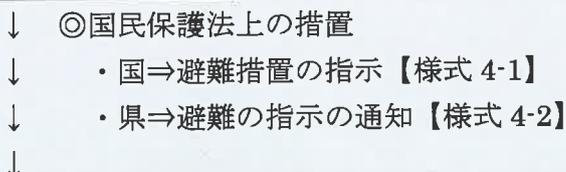
1 発射情報の伝達：Jアラート等で直接住民へ情報伝達と緊急避難行動の呼びかけ



2 落下場所の特定：国や市町村、警察・消防からの情報収集により特定



3 警戒区域の設定：落下地点から目安として半径2キロメートルを設定

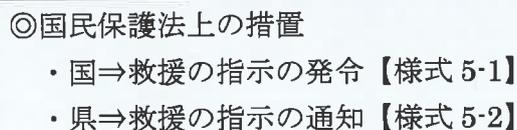


4 現場等の初動対応・活動

- (1) 避難誘導：警戒区域内の住民の避難誘導
- (2) 救助・救急医療等：負傷者等の救助・搬送など緊急医療措置
- (3) 原因物質の特定：警察を中心に原因物質を特定
- (4) 除染：消防・自衛隊を中心に除染



5 避難住民の救援：避難所の開設と物資等支援



5 各機関の役割（概要）

注 [] は鳥取県国民保護計画による役割

		救助・救急搬送、救急医療等	原因物質の特定	除 染
消防局		消防警戒区域設定、退去・出入り禁止 消火活動、救出・救助 トリアージ、救急搬送 日本中毒センターとの中毒情報交換 災害・中毒・医療の各情報の集約	簡易検知	一次除染（被災者、隊員、装備）
海上保安部 警察		警戒区域設定、避難指示、誘導 救出・救助活動、検体採取 交通規制、捜査・治安維持活動	簡易検知 原因物質特定（県警察科学捜査研究所）	一次除染（隊員、装備）
自衛隊		救出・救助活動	簡易検知	エリアの除染
日 赤 医師会 医療機関		日赤による自主派遣 医療救護班の派遣、医療救護所の設置 トリアージ 医療情報の提供、被災者受入調整		二次除染（医療行為前の除染）
市町村		広報、警戒区域設定、避難施設の開設 避難勧告、避難指示、[退避の指示] 避難誘導、応急公用負担 避難所運営、被災者の救援 [危険物質の保安対策]		
県	病院局	県立病院（災害拠点病院）の受入調整 県立病院医師による医療救護班		注：県立中央病院のみ対応可
	福祉保健部 保健所	医療救護班の派遣、医療救護所の設置 医療機関の総合受入調整 トリアージ医師派遣要請 医薬品の調達、保健衛生 隣接県の医療機関との連絡調整 ワクチン接種 感染症サーベイランスの強化 感染症者の移送	原因菌特定（衛生環境研究所又は国立感染症研究所）	一次除染 除染液（次亜塩素酸塩水溶液）の調達 エリアの除染 Cの場合の汚染物品の処分
	部 生活環境	[汚染拡大防止措置] N・Rにおけるモニタリング	原因物質特定（衛生環境研究所）	Bの場合の除染後の汚水・汚染物品の処分
	危機管理局	危機管理委員会・緊急対応チーム・災害対策本部の設置・運営 気象情報の提供、防災ヘリの運用 緊急消防援助隊派遣要請、 自衛隊の派遣要請 [鳥取県国民保護対策本部の設置・運営] [被災情報の収集・提供] [[国、他県、市町村、消防、警察、指定地方公共機関等との連絡調整など総合調整] [警報の通知、避難の指示、避難住民の救援] [退避の指示、緊急通報の発令] など		（注1）N・Rの場合の除染後の汚水・汚染物品の処分については、県が国又は専門機関と連携して処分する

参考 基本的な時系列によるミサイル災害（化学剤）対処一覧（概要）

凡例 ◎主たる対処機関 ○従たる対処機関

自衛隊の活動は、発生場所が近傍等で早期の派遣要請、現場到着がなされた場合

対処の推移\機関名	消防局	警察・海保	日赤 医療機関	自治体	自衛隊
発射時の情報提供				◎	
住民からの通報受理	◎	◎		○	
警戒区域設定	◎	◎			○
避難（退避）指示・誘導	◎	◎		◎	○
避難住民の救援				◎	
交通規制		◎			
簡易検知	◎	◎			○
救出救助	◎	○			○
現場調整所の設置・運営（注1）	◎	◎	○	○	○
応援派遣要請	○	○		◎	
被災者の除染	◎				○
トリアージ	◎		◎		
医療救護所の設置	○		◎	◎	○
医療機関の受入調整	○		○	◎	
救急搬送	◎		○	○	
検体採取	○	◎			○
原因物質の特定（注2）		◎		◎	
治療			◎		
エリアの除染				◎	○
汚染物品（水）処分				◎	

（注1）現地調整所の設置・運営は、消防又は警察が中心となって相互に協力して行う。

（注2）原因物質の特定は、警察又は県が実施する。

6 マニュアルの見直し、修正

このマニュアルは、今後、訓練の検証や市町村・消防・警察等関係機関との協議において見直し、適宜、必要に応じて修正を行うこととする。

7 用語の説明

(1) N B C R 災害

核 (Nuclear)、生物剤 (Biological)、化学剤 (Chemical)、放射性物質 (Radiological) による災害。(人為的行為を含む。)

生物剤の例 炭疽菌、ボツリヌス菌、天然痘

化学剤の例 神経剤 (サリン・VX)、びらん剤 (マスタード類)、窒息剤 (ホズゲン・塩素)、血液剤 (シアン化水素 (青酸)・塩化シアン)

(2) 現地調整所

○設置目的 初動措置等に従事する現地関係機関等の情報共有と円滑な連携を確保するため、関係機関の現地代表者が対応を調整する場を設置

○設置場所 各機関の現地本部の直近に設置する

○任 務 情報の共有と現場活動にかかる任務分担の協議、調整

○運営方法 各機関の代表者 (指揮権限を有する者またはその代理人) が参加し、消防又は警察が中心となって相互に協力して運営

(3) 情報種別

○ 災害情報

現場の災害状況、被災者の観察結果、除染状況等の情報をいう。

○ 医療情報

医療機関からの収容患者数、収容患者の氏名 (またはトリアージナンバー)・傷病程度及び症状、疑われる物質名その他参考となる情報、受入可能患者数等の情報をいう。

○ 中毒情報

(財) 日本中毒情報センターからの原因物質名、その毒性及び治療方法その他参考事項の情報をいう。

(4) (公財) 日本中毒情報センター

財団法人日本中毒情報センターは、化学物質や動植物の成分によって起こる急性中毒について、問い合わせに対する情報提供並びにその治療に必要な情報の収集と整備などを行い、医療の向上を図ることを目的に設立された機関。

通常は、

つくば中毒 110 番 [029-852-9999](tel:029-852-9999)・大阪中毒 110 番 [072-727-2499](tel:072-727-2499)

により各種情報を入手できる。

なお、化学テロ発生時においては、日本中毒情報センターは消防機関からの医療、災害情報等の提供、入手等の連絡先として 医療従事者 用専用電話番号を設置するので活用すること。

第2 弾道ミサイル発射に関する情報提供等

1 要旨

弾道ミサイルが発射され鳥取県へ影響がある場合は、発射情報（発射、通過、落下）や県民の緊急避難行動について、国の「全国瞬時警報システム（Jアラート）」により市町村の防災行政無線（屋外拡声器等）や緊急速報メールで直接県民に呼びかけがある。

併せて、国の「緊急情報ネットワークシステム（エムネット）」により県・市町村に対し発射情報等が伝達されることとなっている。

2 県民への情報伝達

県（危機管理局）は、県の広報手段等により県民へ情報伝達を行う。

(1) Jアラートの情報

あんしんトリピーメールの自動起動により、県民へ情報伝達する。

(2) エムネットの情報

あんしんトリピーメールやツイッター、フェイスブック等での伝達や市町村・防災関係機関の広報手段による情報伝達に努める。

3 落下場所の特定と緊急通報の発令

(1) 落下場所の特定

Jアラートの鳴動後、県（危機管理局）は、国（内閣官房 OR 消防庁）へ具体的な落下場所を確認する。 国連絡先：

併せて、警察・消防への住民からの通報等の情報を確認すること。

(2) 警報の通知（国民保護法に基づく）

県（危機管理局）は、国が発する警報を市町村及び指定地方公共機関その他の関係機関等にファクシミリ・電子メールなどにより通知する。

市町村は、直ちにその内容を住民及び関係機関等に伝達する。

・警報の内容：事態の現状及び予測、落下地域、その他住民に周知すべき事項

※具体的な実施は、「鳥取県国民保護計画別紙第5避難段階の計画」に基づき対応

(3) 緊急通報の発令（国民保護法に基づく）

県は、弾道ミサイル災害が発生した場合において、当該災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認められるときは、国の警報の発令を待たずに、速やかに「緊急通報」を発令し、対象市町村、指定地方公共機関等にファクシミリ・電子メールなどにより通知する。

この場合、市町村は警察・消防等と連携し、退避の指示、警戒区域の設定の措置を講ずること。ただし、県は緊急の必要があると判断するときは、自ら退避の指示、警戒区域の設定の措置を行うことができる。

・緊急通報の内容：弾道ミサイル災害の現状及び予測、警戒区域の設定や区域内の住民等に対し周知させるべき事項

※具体的な実施は、「鳥取県国民保護計画 第2章国民保護措置の概要、2実施要領、

(4)武力攻撃に伴う被害の最小化」に基づき対応

4 県の体制

県は、Jアラートにより発射情報等が発信された場合は、職員参集メールにより関係職員は自動参集するとともに、弾道ミサイルに関する情報連絡会議や危機管理対策本部等を立ち上げ、必要に応じ市町村等にリエゾンを派遣するなど国や市町村、警察、消防などから情報収集を行うとともに、対応等を協議する。

- (1) 本県に影響がない場合 ⇒ 「弾道ミサイルに関する情報連絡会議」を開催
落下情報等を確認するとともに、県民へ安心情報の提供と今後の注意喚起等を行う。
- (2) 本県に落下した場合 ⇒ 鳥取県危機管理対応指針に基づく「弾道ミサイルに関する危機管理対策本部（仮称）」を設置・開催

現地の落下情報や被害情報の収集、国等関係機関の対応状況等を確認するとともに住民避難等の措置を講ずる。

・情報収集は、市町村や現地調整所へのリエゾン派遣及び消防へりの偵察など。

※国から「国民保護対策本部」設置の指定の通知により体制を移行する。

第3 関係機関の連絡体制・現場の初動対応等の整備

1 要旨

あらかじめ関係機関における連絡体制を整備し、災害発生時の通報を迅速、確実に行う。現地では、必要に応じて「現地調整所」を設置し、関係機関の連携を図る。

2 連絡体制

県民等から弾道ミサイルの落下情報等の通報を受けた場合には、次のとおり対応する。

- ① 警察は、消防・海上保安部・県危機管理局に連絡する。
- ② 消防は、警察・海上保安部・県危機管理局・市町村・~~保健所~~に連絡する。
- ③ 海上保安部は、警察・消防・県危機管理局に連絡する。
- ④ 保健所・県（各部局）・市町村は、警察、消防、~~県福祉保健部~~・県危機管理局に連絡する。
- ⑤上記 ①～④により連絡を受けた県危機管理局は、市町村・自衛隊・県関係部に連絡する。

3 現場における初動対応

- (1) 警察、消防及び海上保安部は、対応に必要な資機材を有する部隊が出動する。
- (2) 立入禁止区域の設定及び現地本部（指揮所）の設置
現場に到着した警察、消防、海上保安部は、それぞれの情報をつき合わせ周囲の状況を合理的に判断して、直ちに
 - 立入禁止区域（警戒区域）の設定
 - 原因物質の飛散または拡散防止措置
 - 付近の関係者及び住民等の避難誘導を実施したうえで、活動及び連携の便宜を勘案のうえそれぞれの現地本部を設置する。
- (3) 県の対応
 - ・生活環境部（原子力環境センター）：モニタリングポストによる放射線量の確認
 - ・危機管理局：モニタリング車の派遣

- ・福祉保健部：発生地を管轄する福祉保健局（保健所）は疫学調査班、~~検体採取班、除染班~~、患者移送班、（生物剤の場合、予防接種班、感染症動向調査班）の体制を取り、出動する。

(4) 市町村の対応

発生地の市町村は職員の配備体制をとるとともに、関係機関と連携して住民の避難勧告（指示）、避難誘導、広報活動を行う。また、安全な場所に避難施設を開設する。

(5) 現地調整所の設置と連携した活動の実施

関係機関は、対応等に関する協議、連携、任務分担及び情報の共有を行うため、必要に応じて現地調整所を設置するとともに、互いに連携して、被害拡大防止措置をとりながら被災者の救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知並びに情報収集活動を実施する。

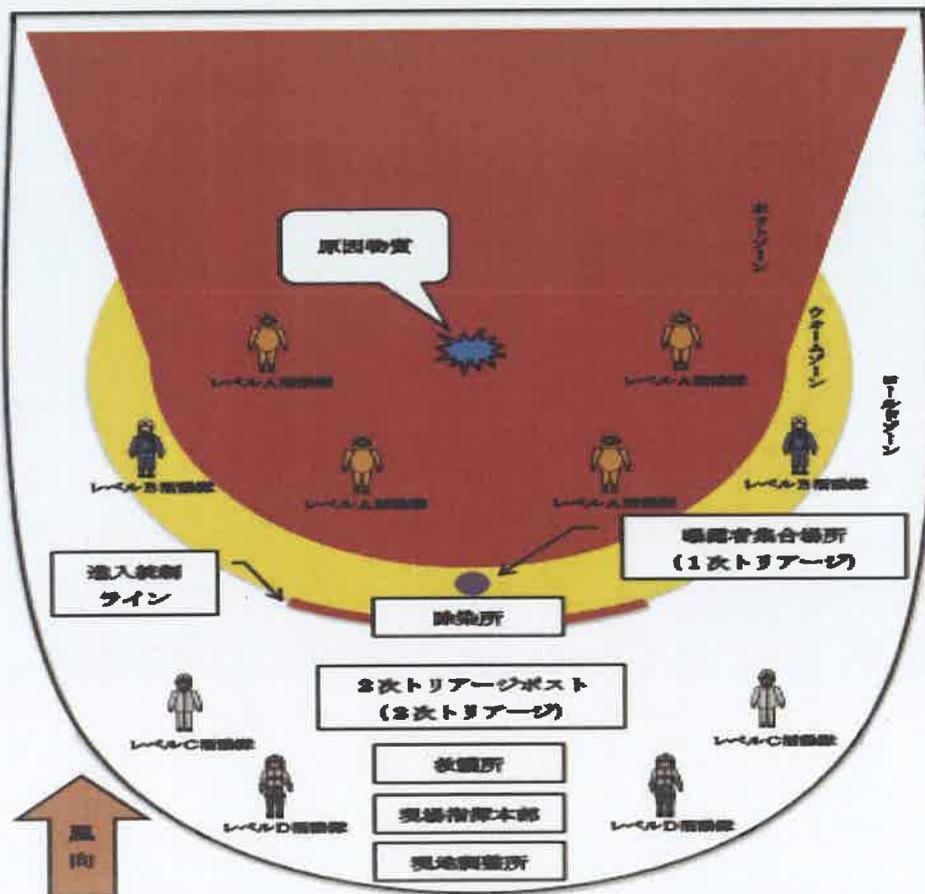
現地調整所においては消防及び警察が中心となって随時協議を行い、現場において活動する機関の総合調整を行う。

(6) 安全の確保

NBCR災害が疑われる現場に出動する各機関の職員は、防護服を着用する等身体の防護措置を講ずること。

(7) 立入禁止区域（警戒区域）等の設定

化学剤又は生物剤の場合で、原因物質が推定できるまでの間のレベル別活動隊の活動範囲のイメージは次の通りとする。



4 避難措置の指示・避難の指示（国民保護法に基づく）

県（危機管理局）は、国が発する「避難措置の指示」を市町村及び指定地方公共機関その他の関係機関等にファクシミリ・電子メールなどにより通知する。

また、県（危機管理局）は、国が発した「避難措置の指示」を受け、市町村を經由して、住民に対し「避難の指示」を行うとともに、国及び関係機関にその内容を報告又は通知する。

- ・避難の指示の内容：避難経路、交通手段、避難先の避難所、市町村へ避難実施要領の作成依頼等

※具体的な実施は、「鳥取県国民保護計画別紙第5 避難段階の計画」に基づき対応

5 参考（弾頭の種類による初動対応の概要）

弾道ミサイルの搭載物により、初動対応は、大きく異なる。通常弾であれば、大きな爆発とともに、火災を引き起こす場合が多い。

核弾頭であれば、甚大な被害を被るとともに、広域避難を必要とする。

化学剤や生物剤の場合には、原因物質の特定を急ぐとともに、風向を考慮したゾーニングを行うこととなる。また、ミサイルが不発の場合もある。

いずれの場合も、消防、警察、自衛隊等の関係機関の専門的知識を活用し、該当市町村と連携した処置対策を実施する。

①通常弾頭に対する対応

通常弾頭の場合には、NBCR弾頭と比較すると、被害は極限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

残燃料は非対称ジメチルヒドラジン等、有毒物質である場合があり、化学剤と同様な対応が必要である。風下の住民の体調の変化等に注意する。

また、ライフライン（電気、上下水道、通信等）が被害を受けた場合は、早期回復に努める。

②核弾頭（核爆発）に対する対応(Nに対する対応)

ア) 核爆発に対する対応

核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。

核爆発によって、a：熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、b：爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物からの放射線）と、c：初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうちa及びcは、爆心地周辺において被害をもたらすが、bの灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

イ) フォールアウトに対する対応

放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空

に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。

放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。

以上、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

③ダーティボム（R）に対する対応

ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

④生物剤（B）に対する対応

生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤の場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

したがって、厚生労働省と連携した一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

⑤化学剤への対応

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

このため、国や関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を 除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

⑥不発の場合に対する処置

ミサイルが弾着したものの爆発等しなかった場合は、弾頭の爆発、NBCR等あらゆる事態を想定した対応が必要となる。また、警戒区域の設定に当たっては、自衛隊と協議し範囲を設定すること。

特に落下物の安全化（爆発物の有無の確認、爆発物の処理）は、自衛隊、消防等の高度な専門部隊の支援が必要となる。

第4 救助・救急搬送、救急医療活動における連携（フローチャート1参照）

1 要旨

この場面では消防を中心に活動し、情報（災害情報・医療情報・中毒情報）の集約と各機関との連携を行う。

2 消防局（~~消防指令課（室）~~）を中心とした情報の集約と現場との連携

消防局（~~消防指令課（室）~~）が中心となって、救助・救急搬送、救急医療における情報を集約し、関係機関等との連携を次の要領で行う。

(1) 消防現場指揮本部との連携

現場の災害情報を集約するとともに、関係機関へ情報提供する。

(2) 医療機関との連携

- 搬送先病院の選定（病院に対する受入可否の問い合わせ）を行う。

被災者多数の場合は、県福祉保健部（県医療救護対策本部）が搬送先病院の調整を行う。（注：NCRについては県立中央病院のみ2次除染対応可）

- 災害情報を搬送先医療機関に提供する。

- トリアージを行う医師の派遣要請は県福祉保健部を通じて行う。

- 搬送先医療機関は、患者受入れの後、医療情報【様式6】によりファクシミリ等で消防局（~~消防指令課（室）~~）に送付する。消防局（~~消防指令課（室）~~）は、当該医療情報を必要に応じて他の医療機関、警察に提供する。なお、当該医療機関は、医療情報を適宜更新する。

(3) (公財) 日本中毒情報センターとの連携

消防局（~~消防指令課（室）~~）は、(公財) 日本中毒情報センターとの窓口となり、災害情報及び医療情報等をセンターに提供するとともに、センターからの中毒情報を搬送先医療機関、消防現場指揮本部、警察に提供する。

(4) 現地医療救護所の設置

被災者が多数の場合は、消防局等の要請を受け、発生地を医療圏内とする福祉保健局（保健所）が消防及び医療機関と連携して現地医療救護所を設置し、救助・医療活動を行う。

医療機関にあっては、発生地ごとに、東・中・西部の災害拠点病院等が中心的に対応する。

3 関係機関の対応能力を超える場合の対処

多数の被災者が発生する等、救助・救急搬送、救急医療に係る関係機関の対応能力を超えるような場合には、広域応援を要請することとする。

- 救助・救急搬送については、発生地を管轄する消防局が相互応援協定を締結した消防局に対し応援を要請するとともに、消防防災ヘリコプターや消防局、自治体所有のマイクロバス等を被災者搬送に活用する。

更に応援が必要な場合は、県（危機管理局）が緊急消防援助隊の派遣要請を国に対して行う。

- 救急医療については、要請に応じて、県医療救護対策本部が県内及び隣接県の医療機関に対し応援を求める。

4 自衛隊による支援

県（危機管理局）は自衛隊との連絡を担当し、必要に応じて鳥取県地域防災計画に定める災害派遣要請又は鳥取県国民保護計画に定める国民保護派遣要請についての手続きをとるものとする。

第5 原因物質特定における連携（フローチャート2参照）

1 要旨

この場面では警察を中心に活動し、鑑定に必要な情報の集約と各機関との連携を行う。
また、原因物質特定時は、消防局、福祉保健部に連絡し、医療活動に資する。

2 原因物質の特定

(1) 現場における簡易検知

早期に原因物質の特定を行うため、警察・消防局及び自衛隊は、保有する検知装置・簡易検知紙・ガス検知器を用いて、可能な限り、災害現場における特定を試みる。

(2) 正式鑑定

警察官等は現場において検体等を採取し、化学剤については鳥取県警察科学捜査研究所（鳥取市）、生物剤については鳥取県衛生環境研究所（湯梨浜町）・国立感染症研究所等が鑑定する。

3 原因物質の特定に当たっての情報交換

(1) 警察を中心とした情報集約

原因物質を早期に特定するためには、災害現場、被災者、原因物質等に関する情報について、鑑定を行う警察に迅速に集約して鑑定作業の参考にする必要があり、関係機関は次の要領で情報連絡を行う。

- 消防局は、災害現場における情報（被災者の行動・言動、被害状況）、被災者の搬送に当たっての被災者の症状（搬送中所見）について警察に連絡する。
- 医療機関は、受け入れた被災者の症状（臨床的所見）を消防局に連絡し、連絡を受けた消防局は、警察に連絡する。
- 福祉保健局（保健所）は、医療機関を通じて被災者の血液・吐しゃ物等の検体を県衛生環境研究所・国立感染症研究所等に送付し、検査・分析を行う。その結果について、福祉保健局（保健所）は原因物質の特定等に資するよう、警察、消防局及び搬送先医療機関に対して情報提供する。

(2) 特定前における情報伝達

原因物質を鑑定中であっても、警察、消防局及び自衛隊による簡易検知の結果について情報交換するとともに、現地調整所において、関係機関が情報を共有する。

搬送先医療機関への簡易検知結果の伝達は、消防局が行う。

(3) 特定がなされた後の情報伝達

原因物質が警察等の鑑定によって特定された場合、これを迅速に消防局及び県福祉保健部に連絡し、連絡を受けた消防局は搬送先医療機関、県福祉保健部は福祉保健局（保健所）及び現地救護医療所に伝達して、被災者に対する医療措置に資するとともに、現地調整所において、関係機関が情報を共有する。

4 原因物質の特定・分析に係る補助的な活動

(1) 搬送先医療機関は、消防局に対して、医療情報を提供する。消防局は、個別の搬送先医療機関から得られた医療情報を必要に応じ他の搬送先医療機関に提供する。

(2) 消防局は、医療情報を災害情報と併せて、随時、警察に提供する。

(公財) 日本中毒情報センターから入手した中毒情報を警察、医療機関に提供する。

第6 除染における連携

1 要旨

救助活動及び救急搬送活動の実施には、二次感染及び汚染防止の実施、更には除染が必要条件となるので早急な対応を取ること。

除染は、物質除去、脱衣、洗浄（水、石鹼水）等による。

場所、機材の除染は次亜塩素酸塩水溶液（漂白剤、さらし粉）等を使用する。

2 連携要領

関係機関が保有する除染資機材は、機関ごと、NBCR災害の態様ごとに異なるため、除染における連携は地域別・災害の態様別に下表の要領で行う。

被害が大規模等の場合で応援が必要な場合は、発生地を管轄する消防局が相互応援協定を締結した消防局に対し応援を要請し、更に応援が必要な場合は、県消防防災課が緊急消防援助隊の派遣要請を国に対して行う。

自衛隊の派遣要請及び受入れの手続きは、県危機対策・情報課が行う。

	N・R災害	B災害	C災害
東 部 地 域	<u>消防局</u> （特に <u>西部消防局</u> ）・ <u>警察</u> 、 <u>合吉保健所</u> が一次的な対応	必要に応じ活動員のワクチン接種の実施	東部消防局が一次除染を実施。 その後、西部消防局、自衛隊派遣部隊、 <u>保健所</u> が完全な除染。
中 部 地 域	（脱衣、水による洗浄） その後、相互応援協定締結の消防局、自衛隊の派遣部隊 *汚染物品の扱い	<u>県福祉保健部・福祉保健局（保健所）</u> が中心となって、 患者の移動禁止 移送時のまん延防止 除染（消毒） 汚染物品の処分	中部消防局、 <u>合吉保健所</u> が連携し一次除染を実施。 その後、東部・西部消防局、自衛隊派遣部隊、 <u>保健所</u> が完全な除染。
西 部 地 域	（注1）県は、国又は専門機関と連携して汚染物品・除染後の汚水を処分する	等のまん延防止対策を実施	西部消防局が一次除染を実施。 その後、東部消防局、自衛隊派遣部隊、 <u>保健所</u> が完全な除染。
<p>自衛隊は、広域的な場所、建造物等の除染を実施</p> <p><u>福祉保健局（保健所）</u>は、除染液（次亜塩素酸塩水溶液等）、消毒剤、中和剤の調達・分配（現場、搬送先医療機関）を実施</p>			

（注1） 汚染物品等によっては、処理方法が確立されていない現状にある。引き続き、県危機管理局・生活環境部が中心となって処理方法の検討を進める。

第7 避難住民の救援（国民保護法に基づく）

県（各部署）は、国が発する「救援の指示」があった場合は、その内容を市町村及び関係機関へ通知するとともに、県・市町村が避難住民の救援を実施する。

救援は、「避難所の開設・運営」、「炊き出し等食品や飲料水の提供」、「被服・寝具等の生活必需品の提供」、「医薬品・医療の提供」などであり、県・市町村の地域防災計画に準じた対応や県・市町村の連携備蓄用品等を活用する。

※具体的な実施は、「鳥取県国民保護計画別紙第6 避難生活段階の計画」に基づき対応

第8 海上において事案が発生した場合の連携

1 要旨

118番等の通報内容から海上における弾道ミサイルの災害であることが疑われる場合には、海上保安部が中心となって、関係機関と情報共有と連携を図りながら、被災者の救出・救助、救急搬送、原因物質の特定、除染活動を行うとともに海上交通の安全を図る。

2 現場における初動対処

現場に到着した海上保安部は、簡易検知、可能な範囲での検体採取、被災者の救出・救助、一次除染及び船舶の回航指導・支援等を実施するとともに、警察、消防局、海上自衛隊等の関係機関と相互に連絡を行い、情報を共有する。

3 被災者の搬送

- (1) 海上保安部は、関係機関との連携のもとに、被災者に対する救出・救助活動、一次除染、救急搬送活動並びに情報収集活動を実施する。
- (2) 被災者の搬送予定の医療機関、消防局に情報提供するとともに、巡視船艇・航空機から被災者を消防局に引き継ぐ場合には、引継ぎ予定の港湾又は空港に救急車の派遣を要請する。

4 鑑定依頼及び鑑定結果連絡

- (1) 現場にて、検体の採取を行った場合には警察に対してその状況を通報し、採取した検体を渡して鑑定を依頼する。
- (2) 警察から鑑定結果が判明する等必要に応じ、現場付近航行船舶等に情報提供するとともに、現場海域の航行回避の指導を行う。

5 その他の連携

上記以外で関係機関との連携を必要とする場合は、その状況に応じて連携を行う。

◆關係機關連絡先一覽表

【法定通知報告様式－1 対策本部設置指定通知】（総務大臣）

都道府県国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定について

〔平成〇〇年〇〇月△△日
閣 議 決 定〕

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第25条第1項の規定に基づき、下記のとおり、都道府県国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村を指定する。

記

- 1 都道府県国民保護対策本部を設置すべき都道府県
鳥取県

- 2 市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村
鳥取県〇〇市
鳥取県〇〇町
鳥取県△△村

【法定通知報告様式-2 警報の発令】(総務大臣)

消防国第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

鳥取県知事 殿

総 務 大 臣

武力攻撃事態における警報の内容の通知

標記のことについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に基づき、別紙のとおり対策本部長から警報が発令されましたので通知します。

貴職におかれましては、直ちに、警報の内容を管内の当該市町村の長、他の執行機関、指定地方公共機関その他の関係機関に通知するとともに、当該市町村へ送達確認した結果を消防庁国民保護対策本部まで報告してください。

(担当)

総務省消防庁国民保護対策本部
(情報集約班)

電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

対策本部第〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

対策本部長

武力攻撃事態における警報の発令

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)に基づき、下記のとおり警報を発令する。

I 警報の内容

(1 事態の現状)

鳥取県△△に北朝鮮からの弾道ミサイルが落下し、多数の死傷者が発生しました。

(2 攻撃が発生したと認められる地域)

鳥取県△△

(3 周知事項)

△△周辺には近寄らないでください。

市町村、消防、警察などの職員の指示に従ってください。

また、市町村などからの情報やテレビやラジオ放送に注意してください。

II 付記事項

警報の通知・伝達の 対象となる地域の範囲	<input type="checkbox"/> ①全国 <input checked="" type="checkbox"/> ②以下の地域 鳥取県、◇◇
サイレンを使用する地域	<input type="checkbox"/> ①全国 <input checked="" type="checkbox"/> ②警報文 I の 2 に示す区域 <input type="checkbox"/> ③使用しない

【法定通知報告様式－3 警報の通知】（県知事）

第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

各市町村長
各消防本部消防長
各指定地方公共機関の長
鳥取県教育委員会教育長
鳥取県議会事務局長
鳥取県監査委員事務局長
鳥取県人事委員会事務局長
鳥取県労働委員会事務局長
鳥取県警察本部長

様

鳥 取 県 知 事
(公印省略)

武力攻撃事態における警報の通知について（通知）

総務大臣から、武力攻撃事態における警報の通知があったので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第46条及び国民保護に関する鳥取県国民保護計画に基づき、別添のとおり通知する。

各市町村においては、直ちにサイレン等を使用して、住民に警報を伝達されたい。

※ 本通知文に、国からの通知文を添付して FAX 等により通知する。

【法定通知報告様式-5 緊急通報の通知】(県知事)

第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

各市町村長
各消防本部消防長
各指定地方行政機関の長
各指定公共機関の長
鳥取県教育委員会教育長
鳥取県議会事務局長
鳥取県監査委員事務局長
鳥取県人事委員会事務局長
鳥取県労働委員会事務局長
鳥取県警察本部長

} 様

鳥 取 県 知 事
(公 印 省 略)

武力攻撃災害による緊急通報の発令

このことについて、別添のとおり緊急通報を発令したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第100条第1項の規定に基づき通知します。

※ 緊急通報を添付する。

様式3-2

【法定通知報告様式-6 緊急通報の実施報告】(県知事)

第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

対策本部長 様
(消防庁経由)

鳥 取 県 知 事
(公 印 省 略)

緊急通報の発令(報告)

このことについて、別添のとおり緊急通報を発令しましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第100条第3項の規定に基づき報告します。

※ 緊急通報を添付する。

【法定通知報告様式-7 避難措置の指示の通知】（総務大臣）

鳥取県知事 殿

総務大臣

武力攻撃事態等における避難措置の指示について（通知）

標記のことについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、別紙のとおり対策本部から住民の避難に関する措置を講じるよう指示がありましたので通知します。貴県におかれましては、直ちに、避難の指示を行ってください。

なお、避難の指示を行った場合は、その内容を消防庁国民保護対策本部まで報告願います。

（担当）

総務省消防庁国民保護対策本部

（情報収集班）

電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【法定通知報告様式-8 避難の指示の通知（第1段階）】（県知事）

第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

各市町村長
各消防本部消防長
各指定地方行政機関の長
各指定公共機関の長
各避難施設の長
鳥取県教育委員会教育長
鳥取県議会事務局長
鳥取県監査委員事務局長
鳥取県人事委員会事務局長
鳥取県労働委員会事務局長
鳥取県警察本部長

} 様

鳥取県知事
(公印省略)

武力攻撃事態における避難の指示（第1段階）について（通知）

対策本部長から避難措置の指示があったので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第54条及び国民保護に関する鳥取県国民保護計画に基づき、要避難地域の住民に対し下記のとおり避難の指示を行う。

なお、主要な避難経路、避難のための交通手段、避難先地域における避難施設は、おって通知する。

記

1 要避難地域
(地域名列挙)

2 避難先地域
(地域名列挙)

3 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
<例>

- (1) 関係市町村は、直ちに避難実施要領の作成を開始すること。
- (2) 関係機関は、住民を速やかに誘導し、〇〇への立入りを禁止すること。
- (3) 関係機関は、避難を行う際に留意すべき事項を住民に伝達すること。

※ 必要に応じて資料を添付する。

武力攻撃事態等対策本部第〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

武力攻撃事態等対策本部長

武力攻撃事態等における避難措置の指示

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、貴職に対し、下記のとおり所要の住民の避難に関する措置を講じるよう指示する。

1 避難措置の指示

2に掲げる地域に在る者を、3に掲げる地域に避難させる措置を講ずること。

2 要避難地域

(1) 鳥取県〇〇市△△1丁目

(2) 鳥取県◇◇町□□3丁目

3 避難先地域

2に掲げる地域以外の地域

4 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

(1) 関係機関は、住民を速やかに誘導し、避難させるとともに、要避難地域への立ち入りを禁止すること。

(2) 関係機関は、避難を行う際に留意すべき事項を住民に伝達すること。

【法定通知報告様式－9 避難の指示の通知（第2段階）】（県知事）

第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

各市町村長
各消防本部消防長
各指定地方行政機関の長
各指定公共機関の長
各避難先地域の避難施設の管理者
鳥取県教育委員会教育長
鳥取県議会事務局長
鳥取県監査委員事務局長
鳥取県人事委員会事務局長
鳥取県労働委員会事務局長
鳥取県警察本部長

様

鳥 取 県 知 事
(公 印 省 略)

武力攻撃事態における避難の指示（第2段階）

先に、避難の指示（第1段階）を行ったところであるが、主要な避難経路、避難のための交通手段、避難先地域における避難施設を決定したので、次にかかげる要領により避難してください。

記

- 1 要避難地域
(地域名列挙)
- 2 避難先地域
(地域名列挙)
- 3 主要な避難経路
(国道〇〇号、△△号及び県道〇〇号、△△号)
- 4 避難のための交通手段
〔原則、徒歩により避難集合場所に集合し、バス、鉄道で避難する。
ただし、災害時要援護者については、自家用自動車の使用を認める。〕
- 5 その他避難の方法
(上記記載以外(「〇日〇時を目途に」の避難開始時間など)の避難方法等)
- 6 避難先地域における避難施設
別添のとおり(避難施設が多数になる場合等は、資料を添付する。)

【法定通知報告様式 - 1 1 救援の指示の発令通知】

対策本部第〇〇〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

鳥取県知事 殿

対策本部長

武力攻撃事態における救援の指示

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 7 4 条に基づき、所要の救援に関する措置を講じるよう指示する。

【法定通知報告様式-12 救援の指示の通知（第1段階）】（県知事）

第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

各市町村長
各指定地方行政機関の長
各指定公共機関の長
各避難先地域の避難施設の管理者
（その他必要に応じて）
関係する公共団体

} 様

鳥 取 県 知 事
（ 公 印 省 略 ）

武力攻撃事態における救援の指示（第1段階）について（通知）

対策本部長から救援の指示があったので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第74条及び国民保護に関する鳥取県国民保護計画に基づき、救援の内容について、下記のとおり指示する。

なお、埋葬及び火葬、電話その他の通信手段の提供、武力攻撃災害を受けた住居の応急修理、学用品の給与、死体の捜索及び処理、武力攻撃事態によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去は、追って通知する。

記

- 1 県が主体的に実施する業務
収容施設の供与
医療の提供及び助産
- 2 市町村が主体的に実施する業務
食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
被災者の捜索及び救出
- 3 上記業務が競合した場合の取り扱い
現場の状況、被災者等の実情に応じ柔軟に対応する。
県が主に対応することとなっている事項、資機材等についても、当初は市町村で対応し、事後速やかに県の資機材等を供給することとする。

※ 必要に応じて資料を添付する。

